

知って使ってローカル線プロモーション業務委託プロポーザル応募要項

1 目的

この要領は、山口県業務委託プロポーザル方式実施要領（平成22年4月1日施行）に基づき、知って使ってローカル線プロモーション業務委託に関して、優れた業務運営能力を有する受託業者を選定するために実施する公募型プロポーザルに係る応募の手続等について必要な事項を定めるものとする。

2 業務委託の概要

(1) 業務の名称

知って使ってローカル線プロモーション業務

(2) 業務内容

別添「知って使ってローカル線プロモーション業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日（月）まで

(4) 予算限度額

金4,822千円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加資格

この手続に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項に規定する者でないこと。

(2) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和4年年山口県告示第179号）に基づく資格審査を受けて、業務委託について入札参加資格を有する者であること。

(3) この手続の開始の日から提案書の提出期限までの間のいずれの日においても山口県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

4 参加の手続き等

この手続きへの参加を希望する者は、次のとおり必要書類を提出すること。

(1) 参加表明書の提出方法、提出場所及び提出期限

ア 提出書類 参加表明書（別添様式1）

イ 提出方法 持参、郵送、電子メール又はFAXによること。なお、FAXで提出する場合は、発信後必ず電話で着信の確認を行うこと。

ウ 提出場所 〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号

山口県観光スポーツ文化政策課（県庁8階）

電話番号 083-933-3120

FAX 083-933-2527

Eメール a11300@pref.yamaguchi.lg.jp

エ 提出期限 令和8年4月17日（金）午後5時まで（必着）

（2）質問の受付及び回答

ア 提出書類 質問書（別紙様式2）

イ 提出方法 4（1）イのとおりとする。

ウ 提出場所 4（1）ウのとおりとする。

エ 提出期限 令和8年4月17日（金）午後5時まで（必着）

オ 質問内容 原則として、当該委託業務に係る条件や応募の手續きに関する事項に限るものとし、他の業者からの企画提案書の提出状況や積算に関する内容等は受け付けない。

また、口頭による質問は受け付けない。

カ 回 答 電子メール等により随時回答する。

※ 質問への回答は、参加表明者全てについて行う。

※ 提案者固有の提案内容に係る質問については、当該質問者のみに回答する。

※ 提出期限を過ぎた質問は受け付けない。

（3）企画提案書の提出

企画提案書類は1参加者につき1件のみとし、次により提出すること。

ア 提出書類

（ア） 企画提案提出書（別紙様式3）

（イ） 企画提案書

- ・ A4版片面仕様とすること。ただし、図表等の表現の都合上、一部サイズを変更することは差し支えない。（縦横自由。枚数制限なし。枚数の多寡は審査基準に含まない。）
- ・ 委託対象業務について、仕様書に沿った効果的な取組を提案すること。
- ・ その他、事業効果を高めるような提案があれば記載すること。

（ウ） 実績書

- ・ 他の自治体等での実績がある場合は実績が分かる資料を添付すること。

（エ） 業務実施体制表

- ・ 業務を実施する体制を表や図などを用いて示すこと。

（オ） 見積書

- ・ 様式は任意とするが、各費用に係る明細など可能な限り明らかにすること。
- ・ 見積金額は消費税及び地方消費税を含んだ額を記載すること。内税表記、外税表記のいずれでも差し支えないが、消費税及び地方消費税の額を記載すること、ただし、消費税は10%で計算すること。

（カ） 会社概要

- ・ 可能な限りA4版とすること。（既存のもので可）

- イ 提出部数 10部（正本1部、副本9部）
- ウ 提出方法 4（1）イのとおりとする。
- エ 提出場所 4（1）ウのとおりとする。
- オ 提出期限 令和8年4月27日（月）午後5時（必着）
- カ 留意事項

（ア）企画提案書等を受け付けた後の追加、修正、削除は認めない。

（イ）提出された提案書等が次のいずれかに該当するときは、無効とする場合がある。

- ・ 虚偽の内容が記載されているもの。
- ・ 提案書等の内容や提出方法等が本要項の規定に適合しないもの。

5 企画提案書等の審査及び結果の発表

審査は、別途設置する審査委員会が、各社の企画提案書に基づきヒアリング（参加者によるプレゼンテーション）を実施の上、別紙審査基準に基づき審査し、審査委員の採点の合計により各提案者の順位を決め、最高得点のものを最優秀提案者とする。

（1）実施日時・場所

日時 令和8年5月中旬～下旬

場所 山口県庁 庁内 会議室

※ 具体的な開催日時、場所等は、参加者に対して別途通知

（2）留意事項

提出した企画提案書を使用してプレゼンテーションを実施し、提案内容を説明すること。

プレゼンテーション参加人数は、3人までとすること。

プレゼンテーションの時間は、説明25分、質疑20分とする。

（3）審査結果

審査結果については、応募者全員に対して書面により通知する。

なお、審査結果に対する異議は受け付けない。

（4）その他

提案者が1社であった場合は、その提案内容を審査委員会において評価した上で、採否を決定する。

6 契約の締結

最優秀提案者と委託業務の詳細な事項について協議を行い、随意契約により本業務委託の手続きを行う。仕様の内容は、企画提案書の内容を基本とするが、最優秀提案者と委託者との協議により最終的に決定する。

協議が整わなかった場合、若しくは最優秀提案者が契約を辞退した場合には、評価点が次点の者と協議をすることとする。

また、企画提案の内容については、最優秀提案者の提案に拘束されるものではなく、より事業の効果を上げるため、県との協議により適時変更を求めることがある。

7 問合せ先

〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号
山口県観光スポーツ文化部交通政策課（県庁8階）
電話番号 083-933-3120
FAX 083-933-2527
Eメール a11300@pref.yamaguchi.lg.jp

8 その他

- (1) この手続きに要するすべての経費は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 業務内容は、採択された提案の内容を基本とするが、協議により追加、修正、削除することがある。
- (4) 委託業務の一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、委託業務の性質上、特に山口県がやむを得ないと認めたときは、この限りではないものとする。
- (5) 参加者が次のいずれかに該当する場合、失格となることがある。
 - ア 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
 - イ 応募要項に違反すると認められる場合
 - ウ その他、担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合

<参考>スケジュール

- | | |
|---------------------|--------------|
| (1) 公告（会計課HP） | 令和8年4月 1日（水） |
| (2) 参加表明書及び質問書の提出期限 | 令和8年4月17日（金） |
| (3) 提案書等の提出期限 | 令和8年4月27日（月） |
| (4) プレゼンテーションの実施、審査 | 令和8年5月中～下旬 |
| (5) 審査結果の通知 | 令和8年5月下旬 |
| (6) 契約締結 | 令和8年6月上旬 |

【別紙】

審査基準

下記審査基準に従って、審査委員が企画提案書類について評価したものを審査点（100点満点）とする。

最終的に各審査委員の審査点を合計して総合点を算出し、最高得点を得た者から順位をつけるものとする。

ただし、順位決定を行う際に、同位の提案書が複数ある場合は、審査委員全員の多数決により順位を決定する。

評価項目	評価の視点	配点
業務遂行能力 (20点)	・本業務を実施する上で十分な体制であるか。	10点
	・本業務と類似の業務の受注実績があるか。	10点
業務理解度 (10点)	・本業務の目的や業務内容を理解し、実施内容が適切なものとなっているか。	10点
業務内容 (40点)	・仕様書と整合がとれており、具体的な内容となっているか。	10点
	・利用促進に向けた効果的なものとなっているか。	20点
	・独自提案等は事業効果を高めるような提案となっているか。	10点
業務経費 (10点)	・経費の内訳や積算が妥当な内容か。	10点
その他 (20点)	・事業スケジュールは妥当であるか。	10点
	・行政が行うものとして妥当であるか。	10点
合 計		100点